

平成 1 4 年度

第 4 回 水源林造成事業期中評価委員会

議 事 録

平成 1 4 年 1 2 月 3 日 (火)

於 砂防会館  
林 野 庁

## 1 期中評価委員会出席者

### (1) 評価委員

岡田 秀二	岩手大学農学部教授
河原 輝彦	東京農業大学地域環境科学部教授
栗原 慶子	全国林業研究グループ連絡協議会女性会議代表
鈴木 雅一	東京大学大学院教授

### (2) 林野庁

辻 健治	森林整備部長
関 厚	整備課長

### (3) 緑資源公団

日高 照利	森林業務担当理事
楠瀬 雄章	森林業務部長

## 2 林野庁整備部長挨拶

## 3 議 事

- ・ 資料4により、指摘事項について説明。

### [ 意見交換 ]

#### 委員

保残木地拵は、具体的にはどのような施業になるのか。

#### 事務局

従来行っていた地拵は、単層林施業の地拵であるため、全面的に刈払いを行い、刈り払った枝条等を筋状に並べるなどしていた。これに対し、保残木地拵は、一部の広葉樹などをそのまま残すという形の地拵である。

#### 委員

分かりにくい用語は、脚注などで説明をつけて書いておいたほうが良いのではないかと。

#### 事務局

注意書きなどで、言葉の意味が明確になるように整理したい。

#### 委員

だいたい、林業用語は、更新をすることが基軸にあって、それに対してどのような施業かというものが一般的であるが、これは、地拵そのものに対して保残木が関係するという、たいへん珍しい言葉である。新しい言葉をつくっても全然構わないし、新しい時代へ向けての取扱いだから、使用して良いのではないか。ただし、分かりにくい用語は、明確にしなければいけない。

委員

今まで、水源林造成事業において、筋刈り地拵を実行したことはあるのか。

事務局

公団では、そのような、前生樹の一部を残して地拵えを行うことに対し、保残木地拵という言葉を使っており、ここでもそれを用いた。ただ、意味が通じないのであれば、前生樹を保残した地拵とするなど、もっと分かりやすく書くべきなのかもしれない。

委員

このような地拵によって、林地の乾燥防止や植栽木の蒸散の軽減が図られるのか。

委員

因果関係として蒸散の軽減まで言うのは、言い過ぎという感じもするが、あまりいちいち目くじらを立てなくても良いのではないか。

- ・ 資料5 - 1 ~ 5 - 48により、地元の意見（アンケート結果）について説明。
- ・ 資料6により、森林づくりボランティア団体の意見（アンケート結果）を説明。

[ 意見交換 ]

委員

資料5について、これはこれで良いが、簡単な棒グラフや円グラフを用いて、全体像をまとめた1枚紙くらいのものをプラスしたほうが、全体が分かりやすい。

また、せっかく5 - 1から5 - 48まであり、地域的な違いなども見たかったはずなので、あまり差がなかったというだけではなくて、何か個別に立ち入ったコメントがあっても良いのではないか。

事務局

時間的な制約があり、まだ詳しい分析を行っていないが、早急にそのような傾向を分析した上で、後日、結果を提示したい。

委員

これだけ膨大なアンケートなので、データ整理を行うことで、かなり詳しく分析できるのではないか。意味が無いわけではなく、いろいろな機会にいろいろな説明に使えると思う。

事務局

ご指摘いただいた内容を踏まえ、詳細な分析を行っていきたい。

委員

大きな視点から、二つ話を聞きたい。

一つは、造林者にせよ、市町村にせよ、また、大変意外であるが、ボランティアの方々も、保育についてはもっとしっかりやれという意見が多い。とりわけ、枝打ちはもっとすべきという意見が出ているが、このこととコスト高の要因排除とは相反する。どのように処理するつもりか。

事務局

土地所有者、造林者にしてみれば、コストは別にして、とにかく良い森林をつかってほしいというのが願望としてある。

しかし、現実には、昭和30年代に契約した頃のコストと材価を今日的な視点で見ると、公団がそこまですることが、本当に求められているのかという問題になるのではないかと。要するに、経済的価値が最大の森林をつくるのではなく、水源かん養機能を発揮する、ある意味では平均的な森林をつくるのが公団の仕事であると認識している。そうすると、やはり土地所有者、造林者と公団との意識のギャップが現実問題として出ているのではないかと思う。

実際に、土地所有者が、自分の森林にそれだけの投資を行っているかといえば、決してそうでない現状がある。その点については、今後、現状を説明しながら、理解を得ていかなければならないと思っている。

また、造林者の立場からすると、雇用の場の確保という視点での要望というのが非常に強くなっており、現実には民有林の林業労働の場というのも非常に少なくなっているため、計画的に雇用の場を提供してくれるのは公団のみであるという背景があるのではないかと。そういう意味で、もっと手を入れてほしいという要望が高まっており、我々も対応に苦慮するところである。

しかしながら、現実問題としては、コスト縮減を意識しながら、一定の広がりを持った水源かん養機能の確保ができる森林づくりを行っていくのが、我々の仕事だと認識している。

委員

ボランティア団体も等しく、もっと手を入れるべきと言っていることについてはどうか。

事務局

手を入れるべきというのは、概して間伐に対する意見が主体を占めている。ここ数年は、補正予算も含め相当量の間伐の推進に努めてきたところであるが、事業開始当初、現在の3、4倍のペースで植栽を行ったところが、現在、一斉に要間伐林

分になっている状況にあり、全面的に対応できていない部分もあるという認識は持っている。引き続き間伐を進め、健全な森林をつくっていくよう努めていく。

#### 委員

コストというものを、一つの大きな判断基準に置いているが、目的に沿った森林をつくっていくことについては、国民が等しく期待をし、それについてはコスト論というのはほとんど論じられない。それからすれば、水源林についての問題点を考えていく基準を、コスト論に置いて良いのかと思う。問題はコスト論ではなく、採算性ではないか。採算性をコストに置きかえていることについて、問題点は本当はないのか。

#### 事務局

水源かん養機能にしても、木材の材質を高めるための経済的活動にしても、コストをかければ、より良いものができてくるというのは、厳然たる事実だと思うが、一方で予算額が決まっている中で、一定の広がりをしっかり管理していくことも重要でもある。

そのため、一定の要請のあるところを、あるレベルまで水源かん養機能を高めていくために、どのような施業を行えば良いかを考え、やらなくても済むような施業はできるだけ省略する。トータルとして、限られた予算の中で、平均的なレベルの森林を造成していくことを念頭に置いて対応していかなければならないと考える。

また、コストについては、昨年 12 月 18 日に閣議決定がされた「特殊法人等整理合理化計画」において、はっきりとコスト縮減すべしとされている。

昨年の閣議決定では、「採算性の確保等の観点から、事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替えるとともに、重要流域内の水源林への重点化、針広混交林等の多様な森林の造成の推進、造成コストの縮減を図る。」とされた。

また、コスト縮減という観点からは、冒頭で議論のあった保残木地拵のような、前生樹を残しながら全体としてモザイク状のゾーンにしていく施業を、平成 14 年度から公団が新たに行っている。さらに、前生樹を積極的に活用するという意味では、平成 3 年度から水源林特別対策事業も行っている。

今回のアンケートについては、初めて実施したものであり、これをベースにしながらか今後に生かしていかなければならないが、コスト縮減という観点だけを見ると、もう少しアンケートそのものの掘り下げ方が必要かと思う。

#### 委員

水源林造成を行うという、全体の目的にかかわってのコスト論というのは大事だと思う。それを、採算性ということで表すことになると、事業を個々に精査していくことはもちろんだが、システム全体を見直してみるということも重要であり、そ

ういうものとして、アンケートも我々は見しておく必要があるのだと思う。

また、我々にとって最も大事なものは、森林を管理する者として、ここは譲ってはないというものははっきり持つことであり、それはコスト論に振り回されてはいけない。そうすると、私が気になっていたのは、標準コストを3割以上超えるものが大変な量にのぼっており、1、2割超えているものはもっとたくさんあるということである。標準コストとは、一体何だったのかということにならないか。この事業が持っている特殊性を踏まえて、標準コストと比較することの意味は何だったのか。そういう形で、我々が、本当に水源林造成に対する国民の信頼、国家への信頼を持ってもらえる中身の話をするのができたのかということ、やはり反省しなければいけない。ただ単にコスト論で、この先も、あるいは、この局面も、逃れることで本当に良いのか。私は、コスト論ではないということをお場で問題提起したい。

委員

今、この二つのアンケートの結果をどうするかという話から、コストの問題が出てきたが、いろいろな面からもう1回、整理し直すということになると思う。

コストというのは、無視して通るわけにいかない問題であるので、その辺をはっきりとこの中で位置づけて行かなければならない。

委員

アンケートで「どんな森をつくりますか。」「保育はどうしましょうか。」とたずねられれば、だれでも「保育はよくやってください。」という回答を返すことになる。

公団造林を実施しているところは、我々が見ても急峻な山の奥であり、コストがかかり、皆がやれないというところが、公団の造林地になっているのだと思う。お金になってもうかるところであれば、絶対、自分で造林するはずであり、それが造林者の考え方なのだと思う。

そのため、アンケートがすべてではなく、ある程度の方向転換をしながら、国民の意見の方向性の一つとしてとらえ、事業やコストについて参考にするということが良いのではないかと。

また、この膨大な資料が、もう少し分かりやすく見られれば、たいへん参考になるのではないかと。

委員

最終報告の中で、集計したものの要約版をつけられればと思うが、時間的に可能か。

事務局

委員の方々の了解があれば、議事録に準じるような形で、追加的な資料として公表することは、委員会の運営要領に即していることであり、可能である。ただ、時

間的な制約があるので、要約できる範囲はある程度限定される。

委員

いずれにせよ、内容は、公団、あるいは、水源林造成事業にとって、追い風というか応援する内容であるので、速報として要約版を作成し、更に詳しいものを後日公表できるようにしておいたほうが良いと思う。これは、今の時期に大変貴重な資料なので、全体像が分かる集計を、多少時間がかかっても行った方が良い。

- ・ 資料7により、費用対効果分析を説明

[ 意見交換 ]

委員

全国の平均値でも良いが、効果についての便益別の割合は、どのくらいに見積もられているのか。もともとの学会議の計算自身が試算的な要素を含んでいるので、この中でどこかの便益だけが突出しているような計算になっていないか。もともとの分収造林契約は、林業生産便益だけを目的に契約しているので、林業生産便益というのは、大体どのくらいを占めているのか聞きたい。

事務局

林業の生産便益は、契約期間の一番最後に便益が発生するため、割引計算をすると、便益全体の10パーセントになる。

委員

この試行結果の取扱いは、どのようになるのか。

事務局

公表する。ただし、あくまで試行と断っているので、決定版ではない。

委員

要は、期中評価をまとめるときの参考資料にしたという扱いなのか。参考資料自体は、公表されるのか。

事務局

公表することになる。

委員

例えば、国有林や治山の中での造林事業における費用対効果の計算との比較は可能か。

事務局

計算は国有林でも行っているが、その方法は完全に統一されてはいない。いろいろ試行錯誤しながら取り組んでいる段階であるため、単純に比較することは難しいと思う。

- ・ 資料8により、項目別取りまとめ表(案)について説明。
- ・ 資料9により、期中評価結果(案)について説明。

#### 委員

ほかの事業の評価がどのようになされているかは分からないが、例えば、ダム事業であれば、水需要の歴史的な変化など、そのときどきの背景があって、単にそのダムの工事だけが評価されているわけではないはずである。そのような、もう少し全般にわたる何らかの認識があって、継続や見直しに結びついていくのではないか。このようなまとめ方であれば、それぞれの地区の事業がうまくいっているかどうかという判断だけのような気がする。その周辺の条件や、事業背景に当たる部分は、この期中評価結果には、まったくでてこないものなのか。

これまでの委員会では、全般的な背景なり、今回議論となった間接経費などの内容などが入った上で議論してきた。継続や見直しなどの方向性は、それらとの兼ね合いで決まるのではないか。その部分の記述が必要だと思う。

#### 事務局

資料9の期中評価結果(案)については、非常に簡潔な表現になっているが、背景なものについては、資料8の項目別取りまとめ表(案)という形で整理している。

ダムなどの評価であれば、供給可能量と需要量などを端的に比較できるだろうが、造林事業においては数量的な比較が困難であったため、「公益的機能からの重要性及び貢献度、関連公共施設の整備状況」という観点でとりまとめ、それぞれの水源林造成事業地が、どのようなダムの上流に位置しているかを示している。

また、「森林・林業情勢、農山漁村の状況、その他の社会情勢の変化」という観点で、未立木地が増加している状況や、不在村者所有森林が増え、整備が行き届かないことが危惧される状況を示している。

一応、このような状況を踏まえた上で、事業の必要性については、このような背景があると記載している。

また、事業の進捗状況については、どの程度の生育状況にあるのか、当初の期待に足り得る成長があったのか否か、裸地化している林地があったか否かといった検証を行っている。

このように、項目別取りまとめ表がベースとなり、これを説明データとして期中評価結果を公表したいと考えている。

#### 事務局

今回の水源林造成事業の期中評価については、初めての試みであり、個別の生育



不良林分の問題、コスト高の問題の積上げの議論の部分などが広範囲かつ個別にわたったものであったため、この様な形で整理した。期中評価結果については、何らかの工夫の余地があるかと思うが、これまで議論されたこと、あるいは、指摘されたことを積み重ねて作成しているものである。

委員

期中評価結果案を全体に見てみると、北の方は、契約年度の古い地区については一部見直しとし、これから、まだ手間がかかるものについては継続となっているが、南に移っていくにしたがい、継続するものと一部見直しするものの境界が徐々にさかのぼっていくという形になっている。それは、不成績造林地の割合が南に行くほど少なかったということに対応していると思うが、その境界は、どこにつくったのか。

事務局

その判断基準については、生育が遅い林分の割合と広葉樹化した林分の占める割合が、契約年度により3パーセント又は5パーセントを境界として、それを超えるものについては事業内容を一部見直しとし、それ以下のものについては推移を見ながら継続としている。

委員

この委員会は、「このような判断基準にのっとり、継続と一部見直しの判断を行った。」と記述しておく必要があるのではないか。

事務局

間伐期を迎えて調査が行われており、林分内容を十分把握できている地区のうち、生育が遅い林分や広葉樹化した林分の割合が比較的小さく、生育状況が良好である地区については、事業内容を継続しても良いのではないかという判断基準に基づいて書き分けている。

委員

標準単価とは何か。

事務局

予算上、標準的な事業を実施するに当たり、必要な作業種目、実施回数等を決めている。それに、労賃単価の地域差を加味し、地域ごとに算出したものである。造林作業については、ほとんどが労賃で占められているので、それを変化させている。これを、公団でかかっている経費の一般的な目安として、それよりもかかり増しになっているのか、あるいは、少なかったのかという比較を行っている。

委員

それは、民有林の一般造林補助事業に比べて、相当に高いものなのか。

事務局

保育施業の回数や時期などが、個々の事業でまちまちである。また、労賃単価の設定自体も、事業ごとに異なっている状況があるため、単純に公団の標準単価と民有林の実施単価を比較できない状況にある。

委員

具体的に使っている数字はどうか。

事務局

一つ一つの作業種について、1ヘクタール当たりの単価というものは、年によって変動があるが、おおむね同等である。ただし、補助事業の場合は公団の水源林造成事業と違い、施業体系なる概念が予算上存在しない。

委員

この標準単価というのは、一体、どういう意味を持っているのであろうか。要するに、この標準単価に基づいて高い低いと評価することが、本当に妥当な判断基準になっているのであろうか。

事務局

幼齢林において、生育状況が全て調査してあれば、生育状況という視点で議論することが出来るのであるが、森林の調査は一定の林齢にならないと行わないため、昭和57年度以降契約した地区の生育状況は、現実問題として把握されていない。しかしながら、コストがどれだけかかったのかということは分かるので、ある意味で暫定的ではあるが、コストで評価することとしたものである。

委員

この間の議論として私が理解しているところでは、造成コストについては、もとの契約が高過ぎないかどうかという話ではなく、問題があると施業の回数が多くなり、結局、コスト高のところが出てくるので、平均値から外れているものがどのくらいあるかを見ることは、計画どおり進んだかどうかを見る指標としての意味があるように思える。

委員

例えば、1ヘクタールに3,000本植栽すると普通であれば、何人で何日かかって植えられるというのが、大体、常識的に決まっている。ところが、土地の状況が悪かったからなどの理由で、たくさんの費用がかかるのであれば、そこにはなにがしかの原因が存在していることとなる。そういうとらえ方ができるのではないか。

事務局

期中評価を実施するに当たっては、林業情勢、社会情勢の変化や、事業の進捗状況といったものの評価に加え、事業コスト縮減等の可能性が評価項目になっている。

この事業が、本当に社会費用的に妥当なものなのかどうかは、なかなか判断しにくいので、評価に当たっては、その地域の標準的な労賃単価と標準的な施業内容を

組み合わせたコストを、想定される標準的なコストとし、これを基準に比較を行った。この価格が、社会的に見て、絶対的に高いのか低いのかということではなく、当初計画したものと比べて、高いのか低いのか、その原因はどこにあり、そこには改善すべき余地があったか否かを切り口として使うこととした。

もう一点は、成長量の部分について、期待される成長と比較してどうだったのかを判断基準とした。当初は、純林の針葉樹林を想定していたわけであるが、その想定に反し、広葉樹化した部分や、想定よりも成長量が劣る部分を相対的に評価することを念頭に比較を行った。

委員

事業ごとに設計を行うときは、基準になる数値があると思うが、具体的な設計のときには、現地へ行き、多少の修正があって、実際の設計単価になるのか。

事務局

個々の契約地では、そのように行われている。ただし、契約件数が1万数千件となり、かつ、数年にわたって施業を実施するため、古い契約地については、細かい設計内容に関するデータが残っていない。

委員

私の念頭にあったのは、水源林造成事業は特殊な事業であるから、コストは高くなっても当然であるし、現場ごとに違って当然であると思っている。そうすると、項目別取りまとめ表の「事業の進捗状況」と「事業コスト縮減の可能性」は、分けているが、実は一体のことである。コストの基準から見て、縮減の可能性があるかどうかということ、これを見ているわけである。しかし、現実に行われた作業を「善」として、それを基準にすべきだということを考えると、こういう書き方で良いのかどうか疑問に思う。

委員

要は、ここで作られた現実にある森林が「善」ではない可能性がある。「悪」だった可能性もある。本当なら手を入れなくても良かったのに、無理矢理手を入れたものがある。ただ、水源林というだけならまだしも、それ以外の要因がたくさん入ってきて、コストがかかり過ぎている。だから、そういうものは、切っていかなければならない。コスト低減というのはそこである。水源林だから費用がかかっても良いという話ではない。

委員

もう少し、水源林造成事業というシステム全体のところで、コストというのは論じられるべきではないか。難しいところで実施しているからコストがかかっているという話もあるが、それにしても、造林の対象として始めたことなので、その対象地に対してはきちんと造林し、管理を行い、目的を果たしていくというのが、事業

としての役割であり役目だと思う。そういう意味では、コストがかかるところというのはたくさんあるに違いないし、個々の現場ごとには多分、もっとコストをかけてきちんと作業を行えば、成林しているところがあるかもしれない。

委員

普通の、里山の条件の良いところと同じ状態の森林をつくっていかうとするのではなく、目指すものを針広混交林や広葉樹林に変えていけば、それほどコストはかからないのではないか。これからもコストがかかるところは、違う施業体系を組んでいくべきではないのか。

事務局

本年度の期中評価は、全国で8万ヘクタール、3千4百の契約地を対象にしている。3千4百カ所すべてについて、箇所別に生育状況やコストを検討するという議論もあったが、物理的に不可能である。

そういう中で、例えば、ある箇所で標準単価100に対して120かかっているとき、それが高すぎるかどうかということは、現地の状況を見ないと分からない。場合によっては、80でも高すぎる場合もある。

そのため、今回は、一定程度以上コストのかかっているところがどれだけあるかを全部調べた上で、その中から事例をピックアップし、それぞれについて現地調査を行ってデータを提示し、議論していただいた。本来であれば、3千4百箇所全部について議論すべきであったかもしれないが、それはやはり困難である。今回は、あくまでも一つの手法として始めたことであることについて、ご理解願いたい。

また、全体としてコストを引き下げなければならないという大きな命題があることについても、ご理解いただきたい。

委員

今後の課題にしていただければ良いのだが、事業箇所ごとに、いろいろな要件を精査し、標準的なコストは、できるだけ多様性を持ってつくっていくことが必要だと思う。そうしなければ、せっかく良い仕事をして、頭で描いた基準で判断されてしまうことになってしまう。造林事業は、多様性のある中で行われているので、実態に合わせ、そこから得られた基準というものを重視すべきだと思う。今後は、それを踏まえていただければ良い。

事務局

個々の具体的な実情に合ったものを基準にすべきという点については、我々もそうあるべきだと思う。

委員

この委員会に出席した人であれば、この案を読めば分かると思うが、委員会をフォローしていないと分からない点が多々ある。期中評価結果は、多くの人に分かり

やすいものにしなければと思うと、資料 8・9 だけではやはりならず、何らかの前文なり、考え方を示したものが必要ではないか。

期中評価対象地が、何千カ所もあり、ダムの評価や林道の評価とはこういう点において異なるなどの前提条件を書き加え、造林事業における期中評価の困難性と、その困難を解消するためにこの委員会がとった手法などを書き込んだ前文をつけ、それを踏まえて、資料 8・9 が作成されたといった内容の文章を準備してもらえればと思うが。

事務局

今の委員の意見については、9月12日に委員会です承された「水源林造成事業期中評価の基本的考え方」を土台に、この基本的考え方、今回の期中評価対象地区が3千4百カ所の契約地からなり、その面積は8万ヘクタールであること及び評価をどのような手法で行ったかということ、冒頭で述べるということで良いか。

委員

それから、一部見直しと継続の区別を、明確にしておくべきだ。内容を読めば、継続の地区でも見直しの部分が入っている。

委員

社会情勢や森林自身も移り変わっている中で、事業全体に対して、既に変えられつつある部分は当然あり、その範囲を狭く見れば、全部、一部変更になる。継続、一部見直しのラインはおおよそ妥当かと思うが、判断基準を先に述べておくべきである。

委員

結果だけを示されると、やはり分かりにくい。その概念を、具体的に現場に結びつけにくい。これまでの議論の中で、すべてにかかわって、必要性ということは改めて確認できたということ、それに対しどのような評価を下したとの内容を出さなければ行けない。

委員

資料 8 の中に「当該林分」との記述があるが、期中評価全体の林分の場合と生育に問題が生じている林分の場合が混同しており、分かりにくい。

事務局

指摘を踏まえて、修正したい。

委員

細かいことだが、項目別取りまとめ表の中で、生育の遅い林分の記述と広葉樹化した林分の記述の順序が一致していないので、修正した方が良い。

事務局

指摘を踏まえて、修正したい。

#### 委員

「森林・林業情勢、農山漁村の状況、その他の社会情勢の変化」と「公益的機能からの重要性及び貢献度、関連公共施設の整備状況」については、このような書き方以外の案は無かったのか。

#### 事務局

森林・林業の情勢や地域事情などについては、すべてを書き込んでいこうとすれば膨大な量になってしまう。そのため、地域の水源林造成にかかわる内容に視点を限って資料を提示した上で、ここに書き込んだ。

公益的機能からの重要性については、もう少し広い観点から見るべきだったのかもしれないが、水源かん養に関する便益がどうなるのかという視点で、具体的に分かる内容をもとに記載した。

#### 委員

未立木地の面積については、「水源林造成の対象になる」という語句を補ったほうが分かりやすい。

#### 事務局

指摘を踏まえ修正したい。

#### 委員

森林・林業情勢等の内容については、もう少し書くべきではないか。全国的に共通することを列記する必要はないので、それについては前文などで述べておいて、ダムや簡易水道など、その地域のみにかかわる内容について、個々に記載する形式とした方が分かりやすい。

#### 委員

一般の人が読んでも分かりやすい内容とすべきである。公団は全国の情報を多数持っているので、子供たちの学習の場として利用した例や、災害を復旧した例など具体的に記載したほうが、水源林造成事業の内容が分かりやすいのではないか。

#### 事務局

指摘はもっともであるが、内容をすべて書き込もうとすると膨大な量になる。第3回までの委員会の資料に詳しい内容を記載しており、それらについても公開となっているので、それを参照してもらうようにしたい。ただ、そのような関係が分かるように、前文などを作成し、分かりやすく整理したい。

#### 委員

森林・林業情勢の欄について、「不在村者所有森林は、増加傾向にあり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される」とあるが、山村では、林業にたずさわる人が本当に高齢化してしまい、後継ぎもいないという深刻な問題を抱えており、そのような状況もつけ加えた方が、より公団の事業の意義が分かるのではないかと思う。実

際、山村に住んでいながら林業に関心がない人が非常に多くなっている状況にある。

事務局

委員の意見を踏まえ、不在村所有の状況だけではなく、在村所有者の実情について記載したい。

委員

分収林という枠組みに関わることであるが、制度上、土地所有者の持分は、おおむね4割となっている。この地代水準について、今日的には見直す必要は無いのだろうか。そもそも、この事業としての採算性を考えると、やはり、伐採し分収した時点で初めて判断をされるべき事業だと思うので、今日的に、この分収割合では無理があるのではないか。期中評価の中で、この議論をすべきかどうかは分からないが、このような議論の突破口をどこかでつくらなければと思うので、今後の検討ないしは課題としてもらいたい。

事務局

分収割合については、去年の「特殊法人等整理合理化計画」の策定過程でも議論されたところである。水源林造成事業の仕組みは、従来、出資金が3分の2、財投借入金で3分の1で、財投借入金については、出資金で国庫に返還するというシステムであり、財投資金は先行的に投資しているとの整理がされている。したがって、この事業は、10分の10の国庫補助でやっているというように理解していただきたい。

また、財投資金を先行的に使っているという問題については、いろいろ議論の末、整理合理化計画においては、採算性の確保等の観点から、事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替えることになった。

したがって、水源林造成事業は、将来のいわゆる採算と事業の実行が切り離された仕組みとなっている。

分収割合の見直しについては、財務省からも提起されている問題である。現実に公社造林については、土地所有者は3割程度が一般的な状況になっており、そのような状況からも、分収割合の見直しというのは、一つの大きな課題になっていることは事実である。

分収割合を検討するに当たり、過年度の契約分はいたしかたないが、今後新たに契約するものについては、今日の林業を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、土地所有者の分収割合を低くするような形で見直すべきではないかという検討課題が残っている。

委員

現実に、人工造林の多くを公社などの公的機関が行っているのは事実である。それを踏まえると、水源林造成事業という意味合いだけではなく、我が国の森林管理、

国土保全、森林の生産の持続性という面からも、公社・公団など存在は大変大きい。官公造林から水源林造成事業が公団に引き継がれ、事業自体の性格は変化してきているかもしれないが、役割としては水源林造成のみにとどまらず、市町村など自治体の財政や地域の雇用などに大きな影響を持っている。公的機関は単に事業を実施し、終わるだけでなく、引き続き存続し、次の投資への条件を満たしていかなければならないのではないかと。土地所有者及び造林者に収益の5割を提供するのではなく、例えば1割、2割で済めば、更に多くの市町村において、次の公団事業を行い、面的に広がりを持たせていくことができる可能性が高い。それを考えると、分収割合を再度評価すべき時期に来ているのだと思う。

#### 事務局

水源林造成事業は、基本的に、一度実施すればその後は一般造林に引き継ぐこととなるが、一般造林であれば、約7割補助されることとなり、その中で実施することとなる。

また、市町村有林などの公有林における森林造成であれば、国と県で9割補助する体制が整備された。このように、引き続き造林ができる仕組みはできている。さらに、1割の部分についても、現在、地方交付税交付措置に取り組んでいる状況にある。

#### 委員

今回の期中評価では、伐期を延ばす場合に公団部分の権利を買い取ってもらうことを設定しているが、公団が多くの権利を持っているとすれば、収入も多くなり、公団の採算性は格段に高まってくる。契約したものを途中で変えるということとはできないだろうが、今後の課題としては大変大きなものを持っていると思っている。

#### 委員

前文は、事務局と打ち合わせのうえ作成し、各委員に読んでもらうこととし、また、項目別取りまとめ表は、今回指摘があった部分について、同様に打合せながら修正していくことを前提に、了承としてよろしいか。

#### 委員

異議なし。

(以上)